

令和3年度 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の実地指導結果
(令和4年度延期実施分)

加古川市は、令和4年度に以下のとおり実地指導を行いました。その結果、改善を要する事項として、以下の点が見受けられました。今後の事業所運営の参考としてください。

実地指導実施状況一覧

事業所数	文書指摘 事業所数	文書指摘 件数	文書指摘内訳
指定特定相談支援事業所 8事業所	8事業所	44件	人員に関すること 0件 運営に関すること 41件 報酬に関すること 3件 その他 0件
指定障害児相談支援事業所 5事業所	5事業所	23件	人員に関すること 0件 運営に関すること 21件 報酬に関すること 2件 その他 0件

実地指導で見受けられた主な事例

(指定特定相談支援事業所)

■運営に関すること

- ・勤務体制の確保等について、職場において行われるハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置が講じられていなかった。
⇒方針の明確化や相談体制の整備等必要な措置を講ずること。
- ・契約内容の報告等について、市に契約内容報告書が提出されていなかった。
⇒利用者と計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく市に契約内容報告書を提出すること。
- ・サービス担当者会議について、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集していなかった。
⇒支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえて当該サービス等利用計画案の内容について担当者に説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。

■報酬に関すること

- ・継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用支援を行う場合に、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費を請求していた。
⇒継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、サービス利用支援費のみを算定すること。不適正な請求分について過誤申立の手続きを行い、正しい内容で再請求すること。
- ・サービス提供時モニタリング加算について、算定要件を満たしていない者がいた。
⇒算定要件を満たしていない請求分について過誤申立の手続きを行い、正しい内容で再請求すること。

(指定障害児相談支援事業所)

■運営に関すること

- ・勤務体制の確保等について、職場において行われるハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置が講じられていなかった。
⇒方針の明確化や相談体制の整備等必要な措置を講ずること。
- ・秘密保持の誓約について、従業者及び管理者の誓約書を確認できなかった。
⇒業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- ・障害児支援利用計画案を交付していない障害児等がいた。
⇒障害児支援利用計画案を作成した際には、遅滞なく障害児等に交付すること。

■報酬に関すること

- ・継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用支援を行う場合に、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費を請求していた。
⇒継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、サービス利用支援費のみを算定すること。不適正な請求分について過誤申立の手続きを行い、正しい内容で再請求すること。
- ・サービス提供時モニタリング加算について、算定要件を満たしていない者がいた。
⇒算定要件を満たしていない請求分について過誤申立の手続きを行い、正しい内容で再請求すること。